

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

令和 年 月 日

様（以下、「利用者様」といいます）に対して訪問看護ステーション アイケア奥沢口（以下、「事業所」といいます）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護について、厚生省令３７号第８条に基づいて、次のとおり契約します。

１．事業所の概要

会 社 名	株式会社アイケア北海道
所 在 地	小樽市奥沢１丁目１７番１号
代 表 者 名	代表取締役 桶谷 満
電 話 番 号	０１３４－３１－３７２７

２．利用の事業所

事業所の名称	訪問看護ステーション アイケア奥沢口
指 定 番 号	北海道 第０１６２０９０１７９
所 在 地	小樽市奥沢１丁目１６番２号
電 話 番 号	０１３４－２２－５２６０
FAX番号	０１３４－３２－７６５１
通常の事業の実施地域	小樽市・石狩市・仁木町・余市町・札幌市

３．事業所の目的と運営方針

事業の 目 的	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、看護師その他従業員が、老人および難病疾患、心身障害者(児)等並びに要介護状態又は要支援状態にある者で、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
運 営 方 針	１．訪問看護及び介護予防訪問看護の実施にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な心身機能の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるよう支援します。 ２．事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

職 種	員 数	勤務体制
管理者	名（看護職員兼務）	常 勤
看護職員	名（正看護師）	常勤以外で専従
看護職員	名（准看護師）	常勤以外で専従

5. 営業日および営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 9 時から午後 6 時まで
休 業 日	土・日・祝日・年末年始

6. 契約期間

- （１）この契約期間は、訪問看護または介護予防訪問看護開始日から訪問看護または介護予防訪問看護終了日までとします。
- （２）契約終了日の 30 日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合には契約は自動更新されるものとします。

7. 訪問看護及び介護予防訪問看護の内容

- （１）病状・障害の観察
- （２）リハビリテーション
- （３）清拭・洗髪・入浴等による保清の保持
- （４）食事および排泄等の日常生活の世話
- （５）ターミナルケア
- （６）認知症患者の看護
- （７）療養生活や介護方法の指導
- （８）褥瘡の予防・処置
- （９）カテーテル等の管理
- （１０）その他医師の指示による医療処置

8. 提供方法

- （１）利用者の希望、主治医の指示及び居宅サービス計画（居宅介護支援事業者による計画）、又は介護予防サービス計画（介護予防支援事業者による計画）に基づき、心身の機能の維持回復が図れるよう訪問看護計画または介護予防訪問看護計画を作成し、利用者の同意を得て、計画にそってサービスを実施します。
- （２）主治医には訪問看護計画書または介護予防訪問看護計画書、および訪問看護報告書または介護予防訪問看護報告書を提出し、密接な連携を図っていきます。
- （３）居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者とは居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画を受け、計画にそって実施し、実施状況を報告し、密接な連携を図っていきます。

- (4) その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (5) 提供した訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスに関し、健康手帳の医療の記録に係るページに記載させていただきます。

9. 利用料金

- (1) 介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額の1割または2割です。
- (2) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。
- (3) 利用料金の詳細は【契約書別紙】を参照してください。
- (4) 利用料金の支払い方法は、サービス提供毎にお支払いいただきます。
利用料金のお支払いを受ける際には、領収書を発行いたします。

10. 緊急時の対応

- (1) 訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、必要に応じて応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

【緊急連絡先】

主治医	氏 名	
	医療機関の名称	
	住 所	
	電話番号	
家 族 (自宅以外)	氏 名	(続柄)
	住 所	
	電話番号	
	携帯番号	
	その他	

- (2) 当事業所は利用者の不安を少しでも軽減するため、24時間連絡体制をとっています。

① 利用料金（1ヶ月につき）

緊急時訪問看護加算

1割：574円 2割：1,148円 3割：1,722円

緊急時介護予防訪問看護加算

1割：574円 2割：1,148円 3割：1,722円

- ② 緊急時訪問看護加算及び緊急時介護予防訪問看護加算は、結果的に緊急時訪問が複数回行われた場合でも、1回も行われなかった場合でも算定されます。

- ③ なお、緊急時訪問を行った場合は、その都度基本料金を徴収いたします。
利用を希望のかたは、居宅支援事業者又は介護予防支援事業者と相談の上お申し出ください。

あらかじめ文書により利用者、家族の同意を得て実施します。

1 1. 事故発生時の対応

訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に、事故が発生した時には医師、家族、居宅支援事業所、介護予防支援事業所等への連絡および適切な措置を迅速に行います。

1 2. 秘密の保持

- (1) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護において、正当な理由（利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合を除く）がなく、業務上知り得た利用者および家族の情報は硬く保持します。
- (2) 従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- (3) あらかじめ文書で同意を得た場合は、市町村、居宅支援事業者、介護予防支援事業者等との連絡調整、その他必要な範囲で利用させていただきます。

1 3. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際は、速やかに連絡をしてください。

連絡先 訪問看護ステーション アイケア奥沢口
電話番号 0 1 3 4 - 2 2 - 5 2 6 0

1 4. 契約の終了

- (1) 利用者は当事業者が行う指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスに対して、1週間前までに通知をすることにより、このサービスを解約することができます。
ただし、利用者の病変、急な入院や施設入所などやむを得ない場合は契約終了の1週間以内でもこの契約を解約することができます。
- (2) 利用者は、事業者が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が倒産した場合は直ちにこの契約を解除することができます。
- (3) 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより契約を解約することができます。
- (4) 利用者が事業所に支払うべき利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催促したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないときは、この契約を解除することができます。
 - ①利用者が事業者に対して、対応不可能な要求があり話し合いでも理解が得られない場合は、この契約を解除できます。
 - ②当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合はこの契約を解除できます。

1 5. 相談または苦情の対応

- (1) 当事業所が行う指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスについての相談・苦情を下記窓口で賜ります。

①相談・苦情窓口

窓口責任者名	尾崎 文典子
電 話	： 0 1 3 4－2 2－5 2 6 0 F A X： 0 1 3 4－3 2－7 6 5 1
(受付時間 月曜日から金曜日 9：00～18：00)	

- ②なお、担当者不在時の場合であっても従業員が承り、担当者に内容を引き継ぎ相談・苦情への対応が早期に行えるようにいたします。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- ①苦情があった場合は、直ちに利用者等と連絡を取り、事情を聞き、苦情の内用を把握し、必要な対応を行います。

- ②苦情の内容によっては、市区町村や居宅支援事業所、介護予防支援事業所と連絡を取り、必要な対応を行います。

当事業所以外に、苦情・相談窓口は札幌市役所〔介護保険制度担当〕または、最寄りの区役所〔保健福祉サービス課〕でも伝えることができます。

小樽市	介護保険課	0 1 3 4－3 2－4 1 1 1
石狩市	高齢者支援課	0 1 3 3－7 2－6 1 2 1
仁木町	ほけん課	0 1 3 5－3 2－2 5 1 4
余市町	高齢者福祉課	0 1 3 5－2 1－2 1 2 1
札幌市	介護保険課	0 1 1－2 1 1－2 5 4 7
北海道国民保険連合会	介護保険課	0 1 1－2 3 3－2 1 7 8

1 6. 損害賠償

当事業所の責にその原因があると認められ損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

1 7. その他

サービス提供の事故やトラブルを避けるために、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など、金銭の取り扱いはいたしかねます。
- ② 看護師等は介護保険制度上、利用者の心身の機能回復のために療養上の世話や診療の補助、リハビリテーションを行うとされており、同居家族に対する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスは禁止されています。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

○上記重要事項について、説明しました。

事業者 所在地 小樽市奥沢1丁目16番2号

事業者名 訪問看護ステーション アイケア奥沢口

説明者 _____ 印

○上記重要事項について、説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

1. 使用する目的

利用者の為の居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス提供者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合

2. 使用する期間

訪問看護ステーション アイケア奥沢口 契約時からサービス契約終了まで

3. 条件

- 1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事の無い様、細心の注意を払う事。
- 2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

訪問看護ステーション アイケア奥沢口 様

(利用者) 住所

氏名 印

(利用者の家族) 住所

氏名 印